

那珂川市図書館運営方針（案）

那珂川市教育委員会

令和 5 年〇月改定

第 1 章 はじめに

「図書館法」によると、図書館とは「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」とされています。また、図書館を構成する要素としては、「資料」、それを利用する「利用者」、資料を整理、保存して利用に供する場としての「施設」があり、「施設」には、資料と利用者を結びつける役割を果たす「司書」がいて、図書館の機能を実現する活動を行っています。図書館が長期に渡って「利用者」から利用されるためには「資料」・「施設」・「司書」の 3 要素を充実させることが重要です。

公共図書館の役割については、近年の時代の変化や個人を取り巻く環境の変化に伴い、従来の資料の保存・提供という役割だけではなく、地域社会の現状を把握し、地域住民が生活や仕事の上で抱えている様々な課題を解決できるよう支援する「課題解決型の図書館」としての役割が期待されるようになってきています。

また、「図書館」は本を読む・借りるという目的のためだけに来る場所ではなく、子どもや若者、親子、高齢者等、様々な利用者にとってそれぞれ異なった意味の「居場所」となり得るとする「第 3 の居場所」としての役割についても期待されるようになってきており、「図書館=本を読むための場所」というイメージや読書にあまり興味がない人にとって敷居の高さを感じてしまうようなイメージについては、積極的に改善していく必要があります。

那珂川市図書館は、「文化ホール」「生涯学習センター」などの施設で構成される那珂川市唯一の複合文化施設「ミリカローデン那珂川」の構成施設のひとつとして平成 6 年 4 月に開館しました。その後、開館から 25 年の時を経て、令和元年度からミリカローデン那珂川のリニューアル事業がスタートし、那珂川市図書館についても令和 5 年 4 月からリニューアル工事に着工、令和 6 年度のリニューアルオープンを予定しています。本市における「知の拠点」として、また、前述の役割を担う場として、図書館利用者はもちろん、ミリカローデン那珂川各施設の利用者を含めた、これまで日常的に図書館を利用することのなかった市民も視野に入れた上で、運営内容を見直していかなければなりません。

以上を踏まえて、本運営方針は、時代の変化に伴う地域住民のニーズに対して柔軟に対応できるよう、これからの新しい図書館に求められている役割について再考し、リニューアル後に目指すべき図書館像を再検討し、平成 15 年 11 月策定の「那珂川市教育委員会運営方針」を改定するものです。

第2章 基本方針

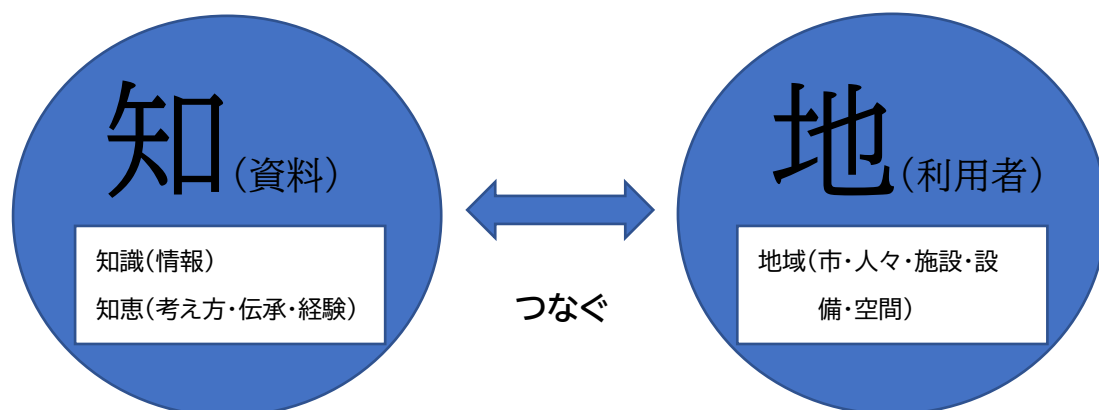
1. 目指すべき図書館像

「知と地をつなぐ共創拠点～地域に愛され、だれでも利用できる図書館を目指して～」

2. 基本理念

図書館を構成する大きな要素のうち「資料」すなわち、図書館がこれまで積み上げてきた「知識」や「知恵」を内包した「知」の部分と、「利用者」すなわち、図書館が置かれている「地域」やそこに暮らす「人々」を内包した「地」の部分をつなぐことが図書館の大きな役割の一つであると考えます。

また、それらをつなぐことで「居場所」や「仕組み」、ひいては「未来」など様々なものを図書館と関わる人たちと共に創り出していく拠点となることを目指します。



3. 基本方針 (つなぐもの・ともにつくるもの)

～つなぐもの～

(1) 利用者と情報をつなぎます。

広範囲に渡る資料収集やレファレンス・サービス等を通して、利用者の求める資料を適切に提供できるよう努めます。また、利用者に対して情報収集の方法や技術を教え、事業の周知や読書推進等を目的とした積極的かつ計画的な情報発信を行うことにより、利用者自身の情報収集をサポートします。高齢者や障がいのある人等、多様な利用者の特性に合わせ、だれでも情報にアクセスしやすい環境を整備します。

(2) 利用者と文化・芸術・学びをつなぎます。

おはなし会や講演会、企画・展示などを通して、文化的な体験や芸術鑑賞の機会など利用者に感動や学びを与えるものを提供します。また、設備や資料の提供などにより、

学習活動の奨励に努めます。

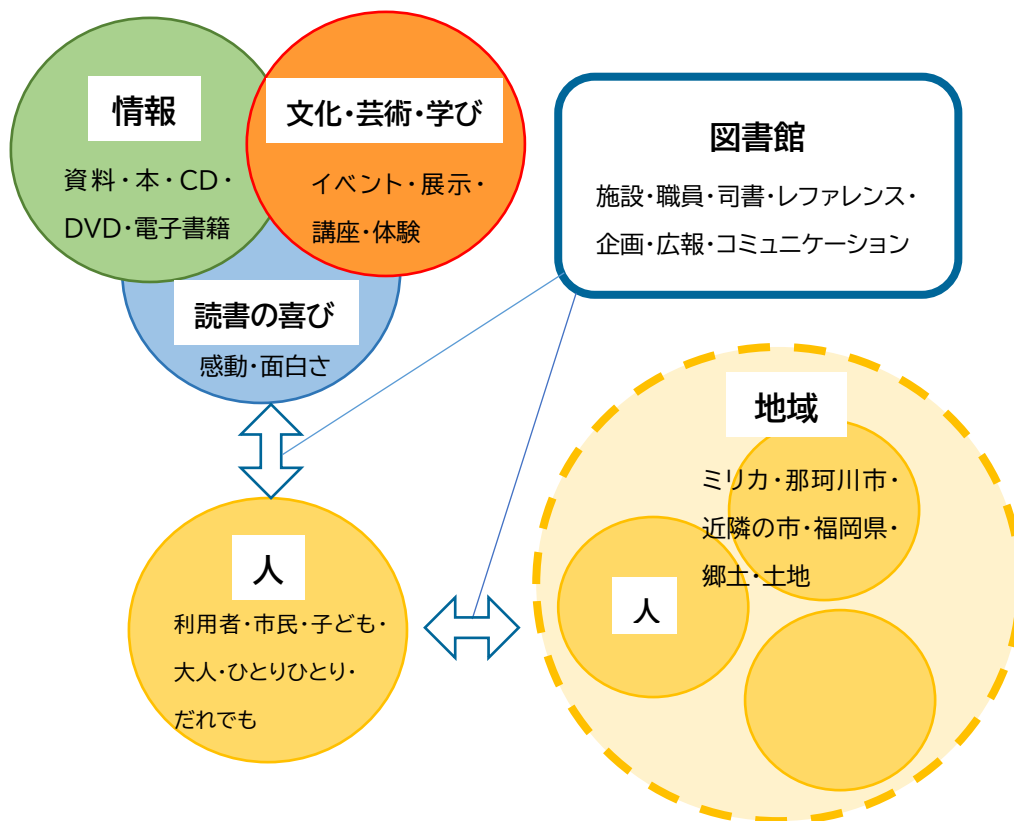
(3) 利用者と読書の喜びをつなぎます。

資料の配架や展示方法について工夫を凝らしたり、読書の楽しさや面白さを実感できるようなイベントを企画したりすることで、本に興味がない人や図書館に本を借りる目的以外で来館された利用者にも読書の喜びを伝えます。

(4) 人と人、そして地域をつなぎます。

図書館への来館やイベントなどをきっかけに人と人のつながりをつくり、その連鎖によって地域とつながる機会を提供します。また、地域の郷土に関する資料の収集・企画・展示等を行うことで、より多くの人に地域への愛着を持っていただけるよう努めます。

～つなぐものイメージ図～



～ともにつくるもの～

(1) ひとりひとりにとってお気に入りの居場所をつくります。

利用者が読書をしたり、館内で過ごしたりするときに、それぞれ人によって異なるお気に入りの居場所を見つけられるよう、いろんな種類・用途・形の空間を用意します。また、司書をはじめとする職員とのコミュニケーションや図書館に関わる活動を通し

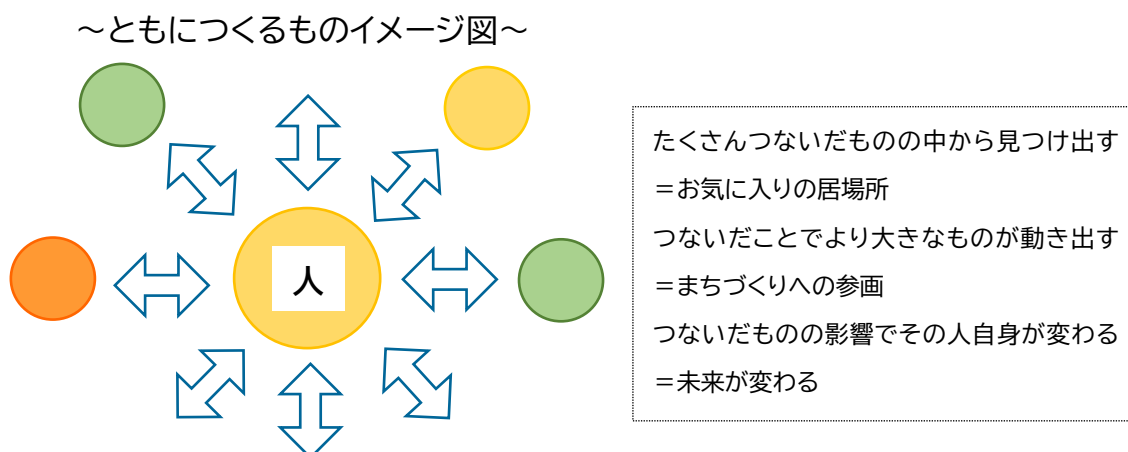
て、それらの活動が日常生活の楽しみや生きがいだと思っただけのような活動をつくります。

(2) ひとりひとりの想いや活動をつなげる仕組みをつくります。

個々の活動がつながって、まちをつくっていけるよう、同じ地域に住む人たちとの出会いの場や交流を生み出し、新しい活動を始めるためのきっかけや仕組みをつくりま

(3) ひとりひとりの生き方に寄り添い、未来をつくります。

資料や情報などの知識や文化芸術の体験、同じ地域に住む人たちとの出会いの場を提供することで、利用者の考え方や行動に変化を与え、その人自身の未来を共に創り出していくサポートをします。また、子どもから大人まで、高齢者や障がいのある人、外国人等すべての人、個々人の生き方に寄り添ったサービスを提供できるよう努めます。



第3章 職員の育成

上記の基本方針を達成するために次の目標に沿って職員の育成に努めます。

1. 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう努めます。また、職員の様々な意見・発想をまとめ、図書館運営に生かすよう努めます。
2. 司書は、資料の収集、整理、保存、提供および情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めます。
3. 司書及び職員（以下「司書等」という）は、自らの資質・能力向上を図るため学習に努めるとともに、館長は、司書等の基礎的教養と専門的技量を高める継続的・計画的な研修の実施に努めます。
4. 館長及び司書等は、その時々地域社会における課題や地域住民の求めているものを意識し、サービスや事業について常に改善を重ねるよう努めます。
5. 専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門職員の確保に努めます。